

是正等措置・制度改善等状況報告書

三消総 第 542 号

令和 6 年 2 月 8 日

三田市オンブズパーソン 様

市の機関名 三田市長 田村 克也



令和 6 年 1 月 3 1 日付けの 勸 告 に係る 意見表明 是 正 等 の 措 置 につきまして、
制度の改善等の状況

三田市オンブズパーソン条例第 17 条第 2 項の規定により報告します。

勧告・意見表明の趣旨	療養休暇制度の運用の仕方について、消防本部に限らず、全市的に統一 的な指針を設けること、その指針を三田市条例やガイドライン等として制 度化することを提案する。
是正等の措置・制度の改 善等の状況又は是正等 の措置若しくは制度の 改善を講ずることがで きない旨及びその理由	療養休暇制度の運用の仕方について、市人事部局との調整を図り、診断 書に意見の記載を求めることや、セカンド・オピニオンによる診断、療養 休暇中は療養に専念する旨を指示すること、また、指示に違反した場合は 懲戒処分を検討し、必要に応じて分限処分を含む適切な対応策をとる等の 記載項目についても検討を重ね、令和 6 年 4 月 1 日施行を目指し三田市全 体として統一的な指針を策定します。
所 管 課	三田市消防本部総務課
備 考	